

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時

令和7年6月9日午後1時30分

2、開会の場所

役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1 番	石本	晋也	2 番	澤田	嘉之
8 番	井澤	茂治	10 番	田中	安弘
11 番	山本	千恵子	12 番	田中	吉照
13 番	杉本	邦子	16 番	杉嶋	秀美
17 番	森島	隆詞	18 番	井上	和也
19 番	岩井	三郎			

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

5 番	田中	正博	7 番	山本	功
9 番	中川	茂成			

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

3 番	野秋	眞秀	4 番	堀内	大
14 番	新司	吉行			

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

6 番	中村	正	15 番	松尾	清敏
-----	----	---	------	----	----

事務局	森田	吉弥
	西置	雄一
	下村	祐未
	柏原	淳英

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について
報告第1号	非農地証明交付申請について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号	2アール未満の農業用施設用地に係る転用計画書の届出について

8、署名委員

1 3 番 杉本 邦子

1 6 番 杉嶋 秀美

9、閉会の日時

令和 7 年 6 月 9 日午後 2 時 1 0 分

審議の経過

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和 7 年第 6 回農業委員会総会を開催させていただきます。

 ただいまの出席委員は 14 名中 11 名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第 27 条 3 項により、総会が成立していることを報告します。

 また、農地利用最適化推進委員は 5 名中 3 名の方に出席いただいております。

議 長 本日の署名委員は、13 番杉本邦子委員、16 番杉嶋秀美委員のお二人にお願いします。

 また、京都府農業会議現地推進役の大西さんが退任され、新しく小宅さんをお迎えすることとなりました。小宅さん、澤崎さんからごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

小 宅 【 あいさつ 】

澤 崎 【 あいさつ 】

議 長 ありがとうございました。皆様、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議 長 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。
事務局から議案第 1 号について、提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、でございます。
1 ページをお開きください。1 番でございます。

【 提案説明 】

 場所は 2 ページの地図のとおりです。

 本件については、譲受人は申請地で水稻作付けの計画であり、経営農地をすべて耕作されております。また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

 農作業常時従事要件も満たされておりますので、農地法第 3 条第 2 項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

 以上でございます。

議 長 議案第 1 号の 1 番については、地区担当委員の田中安弘委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

田 中 10 番、田中です。

本件につきまして、6月4日に事務局の西置さんと申請のありました現地を確認しました。当該地は農地として適正に管理されておりました。今後、譲受人においては、耕作が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご異議、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号は、議案どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第2号、農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について、を議題とします。事務局から議案第2号について、提案及び説明を願います。

事務局 3ページをお開きください。議案第2号、農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について、でございます。

議案第2号、農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、一般社団法人京都府農業会議に農用地利用集積等促進計画の作成を要請したいので、総会の承認を求める。

4ページをお開きください。

【 提案説明 】

場所については下のページをご覧ください。

6ページをお開きください。

【 提案説明 】

場所については下のページをご覧ください。

以上、2件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の全部耕作要件等を満たしているものと考えられます。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それでは議案第2号、4ページ及び6ページの促進計画について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご異議、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号、4ページ及び6ページの促進計画は、議案どおり承認することに決定いたします。

議 長 続いて8ページから9ページの促進計画ですが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、私は審議を行う間退席しますので、議長を副会長にお願いいたします。

議長（副会長） 議長を交代します。

議長（副会長） それでは事務局より、8ページから9ページの促進計画の提案及び説明をお願いします。

事務局 8ページをお開きください。

【 提案説明 】

場所については戻っていただいて7ページをご覧ください。

次に9ページをお開きください。

【 提案説明 】

場所については戻っていただいて7ページをご覧ください。

以上、2件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の全部耕作要件等を満たしているものと考えられます。

以上でございます。

議長（副会長） それでは8ページから9ページの促進計画について、審議をお願いいたします。

議長（副会長） 何かご異議、ご質問等ございませんか。

議長（副会長） 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議長（副会長） それでは、8ページから9ページの促進計画について、承認に賛成の方の挙手をお願いします。

議長（副会長） ありがとうございます。挙手全員でございます。８ページから９ページの促進計画は、議案どおり承認することに決定いたします。
岩井会長が着席するまでしばらくお待ちください。

議長（副会長） 岩井会長にお伝えします。８ページの促進計画は議案どおり承認いたしました。

議長（副会長） ここで、議長を岩井会長と交代します。

議 長 続いて１０ページ及び１４ページの促進計画ですが、農業委員会等に関する法律第３１条（議事参与の制限）により、井澤委員は審議を行う間、退席をお願いいたします。

議 長 それでは事務局より１０ページ及び１４ページの促進計画について議案の提案及び説明を願います。

事務局 １０ページをお開きください。

【 提案説明 】

場所については下のページをご覧ください。

次に１４ページをお開きください。

【 提案説明 】

場所については下のページをご覧ください。

以上、２件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の全部耕作要件等を満たしているものと考えられます。

以上でございます。

議 長 それでは１０ページ及び１４ページの促進計画について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご異議、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、１０ページ及び１４ページの促進計画についての承認に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。１０ページ及び１４ページの促進計画は、議案どおり承認することに決定いたします。
井澤委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 井澤委員にお伝えします。１０ページ及び１４ページの促進計画は議案どおり承認いたしました。

議 長 続いて、１２ページ及び１６ページの促進計画について、事務局より議案の提案及び説明をお願いします。

事務局 １２ページをお開きください。

【 提案説明 】

場所については下のページをご覧ください。

次に１６ページをお開きください。

【 提案説明 】

場所については下のページをご覧ください。

以上、２件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の全部耕作要件等を満たしているものと考えられます。

以上でございます。

議 長 それでは１２ページ及び１６ページの促進計画について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご異議、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、１２ページ及び１６ページの促進計画についての承認に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。１２ページ及び１６ページの促進計画は、議案どおり承認することに決定いたします。

議 長 続きまして、報告第１号、非農地証明交付申請について、を事務局から報告願います。

事務局 １８ページをお開きください。報告第１号、非農地証明交付申請について、でございます。

１番でございます。

【 内容報告 】

場所については１９ページの地図のとおりです。

以上でございます。

議 長 本件の1番については、地区担当委員の私が現地確認をいたしましたので、補足説明をさせていただきます。

議 長 19番、岩井です。
非農地証明の1番について、5月22日に事務局の西置さんと現地を確認しました。当該地は開発区域に隣接し、周囲と一体となって、山林化しておりました。今後も営農は困難であると考えられますので、やむを得なく、非農地として認定して問題のないものと考えます。
以上です。

議 長 本件について何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を事務局より報告願います。

事務局 20ページをお開きください。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
1番でございます。
【 内容報告 】
場所については21ページの地図のとおりです。
以上で報告を終わります。

議 長 何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 続きまして、報告第3号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、を事務局より報告願います。

事務局 22ページをお開きください。報告第3号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。
1番でございます。
【 内容報告 】
本件は、普通自動車4台分の貸露天駐車場として転用されるものです。
場所については23ページの地図のとおりです。
以上で報告を終わります。

議 長 専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第3号を終わります。

議 長 続きまして、報告第4号、2アール未満の農業用施設用地に係る転用計画書の届出について、を報告します。
事務局より報告願います。

事務局 24ページをお開きください。報告第4号、2アール未満の農業用施設用地に係る転用計画書の届出について、でございます。1番でございます。

【 内容報告 】

場所については25ページの地図のとおりです。
以上で報告を終わります。

議 長 本件について何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第4号を終わります。
議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。
令和7年7月7日月曜日午後1時30分からの開催としたいと思いますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

議 長 それでは、次回の総会を令和7年7月7日月曜日午後1時30分からと決定いたします。
後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしくお願いいたします。
本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。
委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。
これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後2時10分